

第3期障害福祉計画に係るサービス見込み量等調査における

見込み量等の算定の考え方

平成23年11月17日

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

## 1 目的

当該見込み量等調査は、第3期障害福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス、相談支援(以下、「サービス等」という。)及び地域生活支援事業について、平成26年度を目標年度として、各年度における必要な量の見込みを定め、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

## 2 前提条件

国の基本指針の基本的理念、数値目標及びサービス見込み量の基本的な考え方については、変更しないが、法律の成立等に伴う必要な見直しを行う。

県障害福祉計画は、市町村障害福祉計画との整合性を図るため、当該見込み量等調査で市町村が提出した数値目標及びサービス等見込み量の集計を基本とする。

作業にあたっては、「国の基本指針」、「県の見込み量等の算定の考え方」を踏まえることを基本とするが、県で以下のデータについて情報提供<sup>1</sup>を行うので、各市町村においては、提供データを参考として、事業者等とも連絡調整を行いながら、地域の障害者等のニーズを勘案しつつ、地域の実情に応じて適切な数値を見込むこととし、以下にその基本的考え方及び具体的な見込み方を示すので、参考とすること。

### 1 県が提供を予定しているデータ

下記調査データ以外でも適宜必要と思われるデータを提供するので、あくまで調査時点での参考資料とし、そのデータを基に推計した数値を入力すること。

#### 【障害者関係】

福祉施設の入所者の地域生活移行者数

新体系移行状況調査

入院中の精神障害者の実態調査

精神障害者社会復帰施設等市町村で把握できない施設の入所者数

重度心身障害児(者)通園事業の利用者数(18歳以上)

障害当事者団体ヒアリングの聞き取り調査結果

#### 【障害児関係】

重度心身障害児(者)通園事業の利用者数(18歳未満)

## 3 数値目標の設定における基本的考え方について

平成26年度の目標値設定における基本的考え方については、別表1に掲げる。

#### 4 サービス等の具体的な見込み方について

それぞれの障害福祉サービス等の具体的な見込みについては、別表2に掲げる。

#### 5 障害児サービスの具体的な見込み方について

それぞれの障害児サービスの具体的な見込みについては、別表3に掲げる。

#### 6 地域生活支援事業の実施に関する事項について

地域生活支援事業の実施にあたっては、次の～を勘案して、地域の実情を反映した柔軟な形態により各自治体の創意工夫の下に効率的・効果的に事業実施できるよう見込みを定める。

- 現に地域生活支援事業を利用している者の数
- 障害福祉サービス等との組み合わせによる実施
- 障害福祉サービス等では対応できない利用者への対応
- 利用者が少ない市町村間での連携による事業実施(広域連合等)
- 地域の障害者等のニーズ
- 移動支援事業については、同行援護の利用者との区別を明確にすること

また、必須事業が未実施な市町村においては、地域における社会資源の状況を踏まえ、体制整備について検討する必要がある。

#### 7 主なスケジュール

サービス等見込み量調査の調査票の提出(11月30日締切)

- ・県が提供する各種調査データ等を参考に市町村が推計
- ・提出されたサービス等見込み量調査の結果(速報値)は、国が11月に実施する中間報告で報告する予定であることに留意。

第2回市町村ヒアリングの実施(12月1日～12月15日)

- ・提出されたサービス等見込み量調査の結果(速報値)について、ヒアリングを実施。

中間とりまとめ数値(12月16日目途)

- ・及びの結果に加え、各種調査や調整等の結果を参考にして推計。
- ・入院中の精神障害者数を把握しないと最終的な見込み量の確定は難しいことから、「中間とりまとめを行う時点」では「分かる範囲」の数値を見込む。この場合、その後の調査や調整等の事情により、数値を変更することは可能とする。

# 別表1 平成26年度の目標値設定における基本的考え方

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

国の基本指針(案)	県の基本的考え方
<p>地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、<u>平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。</u></p> <p>なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、<u>指定知的障害児施設等に入所していた者(18歳以上の者に限る。)</u>について、当該指定知的障害児施設等において、<u>法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けて、引き続き入所している者がいる施設を除いて設定するものとする。</u></p>	<p>市町村においては、国の基本指針及び第2期計画の達成状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて適正な目標値を設定すること。</p> <p>【第2期計画の目標値】 H17.10.1時点の施設入所者数 2,761人から          地域生活移行者数 420人(15.2%) 達成状況 394人(H22.10時点)          施設入所者削減数 311人(11.3%) 達成状況 126人(H22.10時点)</p> <p><u>現行の障害児施設の入所者のうち、18歳以上の者については、数値目標の設定から除き、別途把握することとする。</u></p> <p>地域生活への移行が見込める旧法施設の入所者について、施設(法人)と連携して、今後の処遇を考える必要がある。その際、地域での生活が可能な方、地域での生活を希望している方については、原則、地域生活に移行する想定のもと目標値を定めることとする。</p> <p>地域生活移行の対象となった者ひとり一人について、どこに戻るのか(居住の場)、何をするのか(日中活動の場もしくは一般就労先)を検討した上で、サービス等の見込みに反映させる。</p>

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の考え方	県の基本的考え方
<p>基本指針(案)については、検討中</p> <p>精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した目標数値を設定する。</p> <p>1年未満入院者の平均退院率          平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日現在より7%相当分増加させる。</p> <p>5年以上かつ65歳以上の退院者数          平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、平成20年6月30日現在よりも20%増加させる。</p> <p>基本指針(案)については、検討中であり、内容によって、基本指針中「退院可能精神障害者」等の用語について、改正が必要となる可能性がある。</p>	<p>市町村においては、入院中の精神障害者について十分な情報を把握することが難しく、必要となるサービス等の見込み量の算定が困難である。</p> <p>そのため、まずは、沖縄県において、以下の目標値を設定する。</p> <p>1年未満入院者の平均退院率          5年以上かつ65歳以上の退院者数</p> <p>その上で、入院中の精神障害者に必要となる障害福祉サービス及び地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者数を推計し、情報提供する。</p> <p>これを踏まえて各市町村計画の見込み量算定に反映することとする。</p>

3 福祉施設から一般就労への移行等

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

国の基本指針(案)	県の基本的考え方
<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、<u>平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、<u>平成17年度</u>の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。</u></p> <p>また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、<u>平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、<u>平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。</u></u></p>	<p>市町村においては、国の基本指針及び第2期計画の達成状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて適正な目標値を設定すること。                  【第2期計画の目標値】 H17の年間一般就労移行者数 23人から                  年間一般就労移行者数 142人(6.2倍) 達成状況 125人(H22年度)</p> <p>一般就労者数の定義は、「就労系の事業所等からハローワーク経由により就職した者の数」とする。(就労継続支援A型は除く。)</p> <p>国の基本指針にある「福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用すること、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業を利用すること」に留意して、就労移行支援及び就労継続支援(A型)のサービス利用者及び利用量を見込むこととする。</p> <p>市町村においては、目標を達成するために、圏域内の就労系事業所と連携をとり、情報提供及び状況把握に努めることとする。</p>

別表2 障害福祉サービス等の種類ごとの具体的な見込み方について

**【基本的考え方】**

現在サービス等を利用している者に加え、新たにサービス等の利用が見込まれる者を想定して利用者数を見込む。但し、各市町村において合理的な根拠のある独自のデータ等に基づいて数値の入力を行っても差し支えない。

現在のサービス等利用者

+

新たなサービス等利用見込み者

新たにサービス等の利用が見込まれる者とは、以下の者が想定される。

入所施設から地域生活へ移行する者  
 旧法施設の利用者  
 退院後の精神障害者  
 特別支援学校卒業生  
 重度心身障害児(者)通園事業の利用者のうち、18歳以上の者

知的障害児施設(経過措置含む)及び重症心身障害児施設の入所者のうち、18歳以上の者については、別途【調査票4】で見込む。

**【見込み量の単位】**

「人分」=「月間の利用者数」の見込みを記入すること。  
 「時間分」=「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用時間」  
 「人日分」=「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用日数」

「一月あたりの平均利用時間及び平均利用日数」の見込みの算出が困難な場合は、「利用者数」に各市町村の直近の実績(平成22年度)の1人一月あたりの平均利用量(以下、「平均利用量」という。)を乗じることで算出しても差し支えない。  
 参考として右欄に県の平均利用量を記載する。

1 訪問系サービス

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

サービス種別	国の基本指針(案)	見込み量の単位	具体的な見込み方	県の平均利用量
居宅介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「時間分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。	21.2時間
重度訪問介護				172.1時間
行動援護				18.7時間

同行援護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「時間分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  移動支援事業との区別を明確にすること。	-
重度障害者等包括支援	なお、同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業(移動支援事業に限る。)の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び量の見込みを定める。		重度障害者等包括支援のサービスの利用に関するニーズ等を勘案しつつ、地域の実情等を踏まえて数値を見込むこと。	-

## 2 日中活動系サービス

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

サービス種別	国の基本指針(案)	見込み量の単位	具体的な見込み方	県の平均利用量
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人日分」		18.4日
自立訓練(機能訓練)	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  重心児通園事業の利用者(18歳以上)は、生活介護などが考えられる。	15.6日
自立訓練(生活訓練)	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人日分」		17.0日
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  国の基本指針にある「福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する」に留意すること。	17.5日

就労継続支援A型	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  国の基本指針にある「就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業を利用する」に留意すること。	20.2日
就労継続支援B型	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。	17.0日
療養介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  特に新たにサービス利用が見込まれる重症心身障害児施設入所者(18歳以上)については、別途【調査票4】で見込むこととする。	-
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。	7.2日

### 3 居住系サービス

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

サービス種別	国の基本指針(案)	見込み量の単位	具体的な見込み方	県の平均利用量
共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。	「人分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  特に新たにサービス利用が見込まれる施設退所者及び退院後の精神障害者について留意すること。	-

施設入所支援	<p>平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	「人分」	<p>基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。</p> <p>特に新たにサービス利用が見込まれる旧法施設利用者及び退院後の精神障害者について留意すること。</p>	-
--------	---	------	---	---

4 相談支援

(傍線部分は、旧基本指針の改正部分)

サービス種別	国の基本指針(案)	見込み量の単位	具体的な見込み方	県の平均利用量
計画相談支援	<p><u>障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量の見込みを定める。</u></p>	「人分」	<p>月間のサービス利用支援及び継続サービス支援(モニタリング)の利用人数を推計する。</p> <p>現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、新たにサービス利用が見込まれる者に加え、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。</p> <p>現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。</p> <p>事業者の業務量を考慮しつつ、継続サービス利用支援(モニタリング)のモニタリング期間の設定も踏まえ、月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。</p>	-
地域相談支援 (地域移行支援に限る)	<p><u>福祉施設の入所者や入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</u></p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。</p>	「人分」	<p>沖縄県において、次の調査結果を情報提供するので、これを踏まえて地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の各市町村計画の見込量算定に反映することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設の入所者の地域生活移行者数実績</li> <li>入院中の精神障害者の実態調査</li> </ul>	-
地域相談支援 (地域定着支援に限る)	<p><u>同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</u></p>	「人分」	<p>市町村において、保健師の活動等により精神科病院の入院患者の状況を把握している場合は、当該数値を見込む方法もあり。</p>	-

別表3 障害児サービスの種類ごとの具体的な見込み方について

**【基本的考え方】**

現在児童デイサービス等を利用している者に加え、新たにサービス等の利用が見込まれる者を想定して利用者数を見込む。

現在の児童デイサービス等利用者

+

新たなサービス等利用見込み者

新たにサービス等の利用が見込まれる者とは、以下の者が想定される。

〔 重度心身障害児(者)通園事業の利用者のうち、18歳未満の者  
肢体不自由児施設の通所部の利用者 〕

**【見込み量の単位】**

「人分」=「月間の利用者数」の見込みを記入すること。

「人日分」=「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用日数」

1 障害児通所支援

サービス種別	国の考え方	見込み量の単位	具体的な見込み方
児童発達支援	未就学児に対して身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応する。前述の児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となる。	「人日分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。  新たなサービス等利用見込み者については、とも医療型児童発達支援が考えられる。  地域生活支援事業(日中一時支援事業等)との区別を明確にすること
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス	就学児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。		
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。		

2 障害児相談支援

サービス種別	国の考え方	見込み量の単位	具体的な見込み方
障害児相談支援	障害児サービスの利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害児サービスの利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量の見込みを定める。	「人分」	基本的考え方を踏まえ、地域の障害者のニーズを勘案しながら見込むことを原則とする。